

10／27（水）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 10月27日（水） 14時00分

発表項目 (行事名)	児童虐待防止推進月間の取組について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、全国でオレンジリボンキャンペーンなど、児童虐待防止のための取組を集中的に展開しています。道においても、様々な取組を通じ、道民一人ひとりの理解や関心を深め、虐待防止を推進していきたいので、運動の趣旨にご理解をいただき、取材等ご協力をお願いします。</p> <p>1 児童虐待防止推進月間 令和3年11月1日（月）から11月30日（火） 2 推進月間中の主な取組 講演会（道内4カ所）や街頭啓発（帯広市内）など。 ※詳細は別添のとおり 3 今年の標語 189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から</p>		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い	取材等幅広い周知にご協力をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当者 (連絡先)	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (担当者：児童相談係 課長補佐 柿本) TEL ダイヤルイン 011-204-5237 内線 25-755
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------



「児童虐待防止推進月間」について

○ 経緯

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、全国でオレンジリボンキャンペーンなど、児童虐待防止のための取組を集中的に展開しています。

○ 児童虐待の現状

昨年度（令和2年度）、北海道における児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数は、6千256件と依然として高い水準となっています。（令和元年度の6千396件に次ぐ過去2番目の水準）

○ 道の取り組み

講演会等の取り組みを集中的に展開するほか、地域での街頭啓発、企業等との協働広報やSNSによる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）の普及啓発に取り組むなど、道民の皆様の児童虐待への理解や関心を深めていく予定です。

今年の標語は『189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から』です。こうした標語や取り組みを通じ、道民一人ひとりの理解や関心を深め、虐待防止を推進していきたいので、運動の趣旨にご理解をいただき、取材等ご協力をお願いします。

1 児童虐待防止推進月間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

2 月間中の主な取り組み内容

（1）児童虐待防止に関する講演会（道内4カ所において11月中に実施）

開催日	開催場所	児童相談所	内 容
11/18(木)	オンライン	旭川・北見児童相談所	講演「休罰によらない子育てについて」
11/18(木)	岩見沢市	中央・岩見沢児童相談所	講演「家庭支援の方向性-虐待問題の社会的背景を考える-」
11/23(火)	釧路市	帯広・釧路児童相談所	講演「地域での虐待予防などの取組～地域対応力の強化～」
11/25(木)	室蘭市	函館・室蘭児童相談所	講演「地域で取り組む虐待予防～子育て支援・親支援を通して～」

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、中止する場合があります。

（2）オレンジリボンキャンペーン街頭啓発（帯広市内）

日時・場所 令和3年11月1日（月）

イトヨーカドー帯広店 13:30～14:00、イオン帯広店 14:30～15:00

主 催 北海道（参加：釧路方面帯広警察署、十勝こども家庭支援センター）

（3）その他広報

①コンビニの店内放送やレシートを活用した広報

セイコーマートの店内放送やセブンイレブンのレシートを活用した広報を実施。

※道内全店舗で実施。

②新聞広告等を活用した広報

北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞に掲載される新聞広告「みんなの赤れんが」を活用した広報や子育て情報誌「mamacha（ママチャ）」を活用した広報を実施。

③SNSを活用した児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の普及啓発

ツイッターにより発信し、相談窓口を広く周知。

④北海道庁舎での広報

道庁本庁舎1階のデジタルサイネージや総合振興局及び振興局において児童虐待防止を啓発するポスター等を掲示し、広報実施。

⑤児童虐待防止啓発用ステッカーの貼付による広報

道民が多く利用する施設等に児童虐待防止啓発用ステッカーを貼付し、広報実施。

担当 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（児童相談係 課長補佐 柿本）

電話 直通011-204-5237 代表011-231-4111（内線25-755）

あなたの電話が親子を守る
～すべての人が笑顔で暮らせる街へ～

いちはやく
189

「だれか」じゃなくて
「あなた」から

令和3年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品

あなたの電話で、守れる命があります



児童虐待かも…と思ったら、
すぐにお電話ください。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

通話料無料

いちはやく
189

※一部のIP電話からはつながりません

子育てのこと、頼れる場所があります



ご自身が出産や子育てに悩んだら…
子育てに悩む人がいたら…
こちらにご相談ください。

通話料
無料

児童相談所 相談専用ダイヤル

いちはやく
0120-189-783

※一部のIP電話からはつながりません

お住まいの地域の児童相談所に
つながります。

通告・相談は匿名でも大丈夫。

あなたのことや内容に関する
秘匿情報は厳守します。



児童虐待は社会全体でかかわり、 解決していくべき問題です。

児童虐待による死亡事例は年間70件※を超えています。

※子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)

年間70件以上、

単純計算すると…5日間に1人の子どもが
命を落としていることになります



児童虐待とは

・身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

・性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

・ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

・心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

子どもとの関わり方の工夫

point
01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

point
02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

point
03

子どもの成長・発達によつても異なることがあります

point
04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

point
05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

point
06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

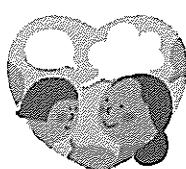
point
07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

point
08

保護者自身の工夫のポイント

- 1 子育てをしているとストレスが溜まることもあります。否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気付き、認めることが大切です。
- 2 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- 3 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします。



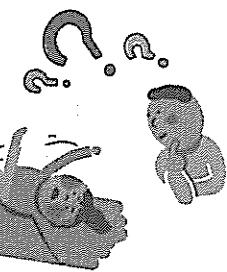
子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいつも汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においてそのまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする



児童虐待かも…と思ったら

ご自身が出産や子育てに悩んだら…

子育てに悩む人がいたら…

表面の児童相談所

虐待対応ダイヤル

相談専用ダイヤル

に、お電話ください





なぜ 体罰等は いけないの？

体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

これは科学的にも明らかになっています。

しつけと 体罰は どう違うの？

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。

そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝え必要があります。



こんなことしていませんか

●何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないでの、頬を叩いた

●いたずらをしたので、長時間正座をさせた

●宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

子育ては いろいろな 人の力と共に



- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんで、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携して社会全体で支えていくことが必要です。

子どもが持っている権利

大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。



子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。

保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/no-taibatsu/>



ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

い ち は や く
189

※一部のIP電話からはつながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行なうこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

子育て等に よらない 体罰等に 広げよう！

法律が
変わりました!



子どもへの体罰は法律で禁止されています。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。

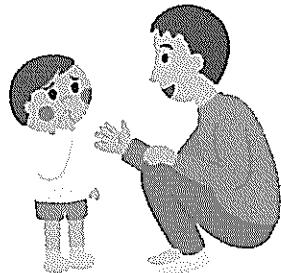
体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

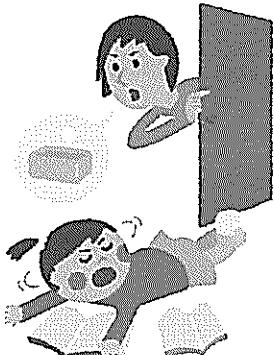
- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされているを感じたりします。
- 子どもに問い合わせをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかと一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

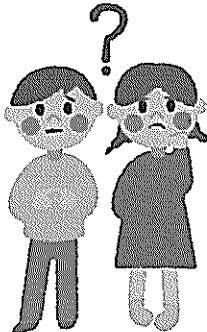
- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

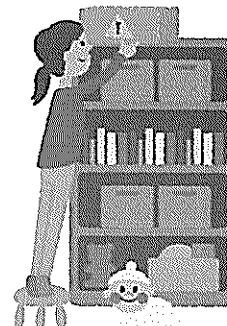
子どもの成長・発達によても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。

- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。



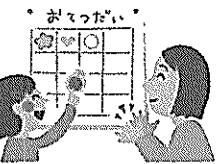
保護者自身のポイント

否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

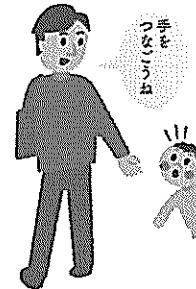
POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてもよいでしょう。



- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

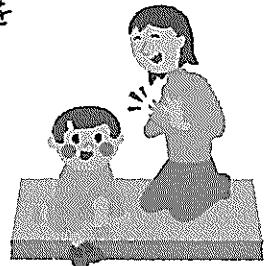
- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことになります。



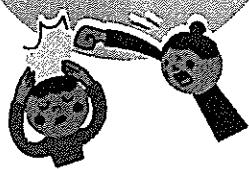
- 結果だけではなく、頑張りを認めることが、今できていることに注目して褒めることも大切です。

深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つめましょう。

たたかれていい 子どもなんて、 いないんだよ。

子どもがもっている権利

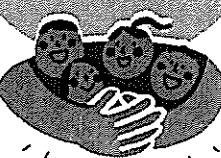
たたかれたり
ひどいことを
言われない



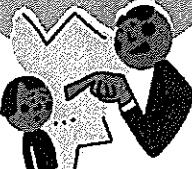
元気に・健康に
毎日をすごして
成長する



保護者の人から
育てられる
守ってもらえる



自分の意見を言う
話を聞いて
もらえる



これらは、世界の国々で約束されている、子どもの権利です。
誰からも、この権利を奪われることがあってはいけません。

おうちの人や大人の人から、たたかれたり、ひどいことを言われたりしたら、一人で悩まないで。
なにか心配なことがあったら、信頼できる大人の人に相談してみよう。
あなたの力になりたいと思っている人は、たくさんいるよ。

電話でも相談できます



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

- おうちの近くの児童相談所に電話がつながります。
- 電話をするとき、あなたの名前を言わなくても大丈夫。
- あなたのことや内容に関する秘密は守ります。

お金は
かがりません

児童相談所
虐待対応ダイヤル

189

※一部のIP電話からは
つながりません

0120-189-783

くわしくはこちらのWEBサイトへ
<https://www.mhlw.go.jp/no-taiatsu/>

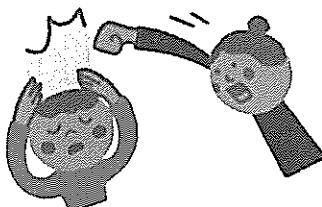


体罰は、法律で禁止されています。

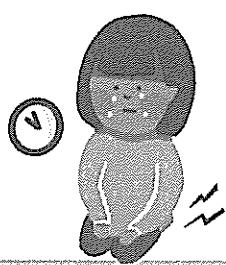


「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、
こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。



たたく・ける

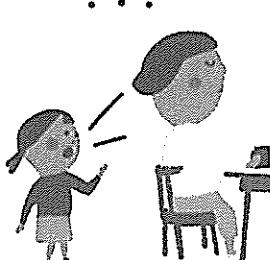


長時間の正座

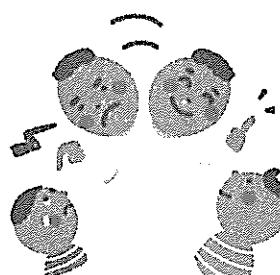


どこかに
とじこめられる

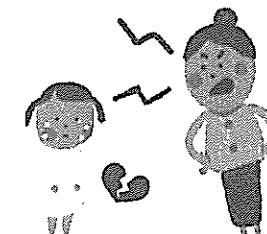
こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。



無視される



きょうだいと
比べてけなす



産まってきたこと
を否定される

どんなに大好きな相手でも、こんなことをされたら、痛くて、悲しくて、つらいですよね。

でも、大人も悩んだり、怒ったり、いやなことがあって落ち込んだりすることもあります。

だからといって子どもに体罰などをあたえることは、ゆるされることではありません。

あなた自身やお友達が「体罰や暴言を受けているかも?」と思ったら、

信頼できる大人の人に相談してみよう。

あなたの力になりたいと思っている人は、たくさんいるよ。

